

令和4年11月22日

豊田市長 太田 稔彦 様

石野地域会議会長 富田 和久

## 答 申 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第202条の7第1項の規定に基づき、令和4年8月23日付けで諮問を受けたことについて、下記のとおり答申します。

### 記

答申内容

#### 1 個別支援台帳の作成における課題

##### (1) 制度の周知

避難支援等関係者（自治区、自主防災会、民生委員、地域包括支援センター、消防団、警察）をはじめ、要支援者、その他の地域住民に対して、制度の目的やその重要性について周知を図ること。

##### (2) 地域内の体制整備の推進

各自治区において、避難支援等関係者及び地域支援者が連携し、組織的に個別支援台帳の作成に取り組む体制整備を推進するように行政の働きかけをお願いします。

#### 2 自地域で取組が可能な個別支援台帳の活用方法

##### (1) 訪問から見守りへ信頼関係の構築

個別支援台帳を作成するための訪問をきっかけに、その後も見守り活動として訪問を継続し、要支援者との信頼関係を築いていく。

##### (2) 個別支援台帳の情報に対応した避難訓練の実施

個別支援台帳に掲載されている避難区分（介助、同行、声掛け）や避難に関連する情報に対応した避難訓練を実施する。

#### 3 活用方法の実証

石野地区では、令和4～6年度の地域課題解決事業として「人と人がつながる・石野地区つながる防災事業」に取り組んでいる。答申で掲げた活用方法については、事業の一環として令和5年度に石野連合自主防災会と連携して行う避難訓練の中で試行的に取り入れて実証していく。

## 1 個別支援台帳の作成における課題

### (1) 制度の周知

石野地域会議委員には、現役の区長や民生委員、及びそれらの経験者が多くいるが、ほとんどが避難行動要支援者制度の仕組みをしっかりと理解しておらず、役割も認識されていなかった。個別支援台帳の回収率が低いのは、そのためである。制度運営の要とも言える避難支援等関係者には、十分時間をかけて説明する必要がある。また、要支援者や地域支援者となり得る一般住民に対しても、しっかりと周知を図っていただきたい。周知にあたっては、要支援者や避難支援等関係者の各所管課にも協力を要請し、対象ごとにきめ細かく実施すべきである。

### (2) 地域内の体制整備の推進

区長をはじめ、避難支援等関係者は複数いるので、個別支援台帳の作成にあたっては、避難支援等関係者が協力・連携して組織的に対応した方が負担を分散でき、効率的である。また、実際の避難支援を行う地域支援者との連携も欠かせない。各自治区において、こうした体制整備を推進するように行政の働きかけをお願いしたい。

## 2 自地域で取組が可能な個別支援台帳の活用方法

### (1) 訪問から見守りへ信頼関係の構築

個別支援台帳を作成する意義は、「訪問」にある。訪問によって、要支援者のさまざまな情報が得られることはもちろんだが、この訪問をきっかけに、その後も見守り活動として訪問を継続していけば、要支援者との信頼関係が育まれ、災害時の避難支援の実効性を高めることにつながる。個別支援台帳の作成にあたっては、要支援者との関係構築を念頭に訪問を実施する。

要支援者が地域支援者を見つけられない場合は、避難支援等関係者が組織的に対応して、日頃の見守りができるような地域支援者を紹介する。また、実際に避難する際に、地域支援者だけでは対応しきれない部分があれば、避難支援等関係者がフォローする。

### (2) 個別支援台帳の情報に対応した避難訓練の実施

要支援者に避難訓練への参加を呼びかけ、警戒レベル3以上の発令を想定した避難訓練を実施する。個別支援台帳には、3段階で分類されている支援区分（A：介助、B：同行、C：声掛け）や、要支援者宅を訪問して知り得た避難に関連する情報（例えば、移動には車が必要、二人以上の介助者が必要等）が掲載されているので、地域支援者と避難支援等関係者が協力して、台帳の情報に対応した実践的な避難支援を行う。